

貴自治体名 稲 沢 市

懇談日時 10月 26日(金) 午後 1時 00分～ 2時 30分

懇談会場 稲沢市役所 政策審議室 ※会場が確定している場合はご記入ください。

2012年自治体キャラバン請願・陳情項目についてのアンケート

【1】1. 地域主権改革

- ①県条例(政省令)を上回る基準の策定を予定しているものはありますか。
 (○) ない () ある →具体的には ()
- ②県条例(政省令)を下回る基準の策定を予定しているものはありますか。
 (○) ない () ある →具体的には ()
- ③現行基準が政省令(県条例)を上回っている基準はどうしますか。
 () 現行どおりとする () 政省令(県条例)に合わせる
 (○) その他 →具体的には(従来、国の法令による義務付け・格付けにより、基準設定が制約されていたため、原稿基準が政省令を上回っていることは想定されないものと思われます。)

【2】1. 介護保険及び高齢者福祉施策

- ①保険料の市町村独自の減免措置がありますか。
 () ない (○) ある →実施年月(2001年10月) 2006年4月改正
 2011年度実績(1)件(12)千円
- ②利用料の市町村独自の減免措置がありますか。
 (○) ない (⊖) ある →実施年月(~~2001~~年 ~~10~~月) 2011年度実績(~~0~~)件(~~0~~)千円
- ③特別養護老人ホームの待機者は、何人ですか。 (217)人(H23 年 4 月現在)
- ④介護給付費準備基金について
 2010年度末の残高(403,467)千円
 2011年度末の残高(348,091)千円 ※決算前の場合は見込み額を記入
- ⑤第5期計画への準備基金取り崩しについて
 1) 取り崩し総額は(322,667)千円
 2) 一人当たり金額は(月額 280)円
- ⑥住宅改修の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○) 実施している → 実施年月日(2006年4月25日) 2011年度実績(296)件
 () 検討中である () 実施の予定がない
- ⑦福祉用具の受領委任払い制度を実施していますか。
 (○) 実施している → 実施年月日(2006年4月26日) 2011年度実績(396)件
 () 検討中である () 実施の予定がない
- ⑧配食サービスについて、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

配食方式	実施の有無	<input type="radio"/> (○) 実施している <input type="radio"/> () していない <input type="radio"/> () 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	週5回 昼
	1日平均利用者数(2011年度)	総延べ食事数(51,695)食 ÷ 年間配食日数(245)日 = 1日当たり平均(211)食
	1食あたりの助成額	250円
	1食あたりの利用者負担額	250円
会食方式	実施の有無	<input type="radio"/> () 実施している <input type="radio"/> (○) していない <input type="radio"/> () 検討中である
	実施回数(週○回昼・夕などと記入)	
	月平均利用者数(2011年度)	
	1食あたりの助成額	
	1食あたりの利用者負担額	

- ⑨独居・高齢者世帯へのゴミ出し援助について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

実施の有無	<input type="radio"/> () 実施している <input type="radio"/> (○) していない <input type="radio"/> () 検討中である
対象事業の名称	
対象者の要件	
1カ月平均利用者実数(2011年度)	

⑩住宅改修の独自の助成制度について、該当項目に○印を付し、必要事項をご記入ください。

助成制度の有無	()助成制度がある (○)助成制度はない ()検討中である		
制度内容	()介護保険に上乗せして実施している		
	上乗せの助成額		
	利用者実数(2011年度)		
	()介護保険利用者以外の助成制度がある		
	対象者と、その要件		
助成額		利用者実数(2011年度)	

⑪ひとり暮らし、高齢ふたり世帯などへの安否確認、見守り、買い物などの生活支援の施策を実施していますか。ある場合は、支援内容をご記入ください。

単身高齢者見守訪問・緊急通報システム・給食サービス・寝具洗濯乾燥サービス等の事業を行っている。

⑫高齢者や障がい者への、外出支援のための施策についてお尋ねします。

1)巡回バス・福祉バスなどを実施していますか。

(○)実施している

→ 利用料:高齢者< 歳以上>(200)円、障がい者(200)円、一般(200)円

その他の外出支援策(リフト付き車両、ストレッチャー1人1ヶ月2回まで無料で利用可能)

()実施していない

2)タクシー代を助成する制度がありますか。ある場合は、助成内容をご記入ください。

⑬宅老所・街角サロンなど的高齢者のたまり場事業に助成金を出していますか。(社会福祉協議会の助成は含めないでください)

(○)助成している →1施設当たり助成額 月額()円 または 年額()円

または 1回限り()円 → 助成カ所数(21)カ所

()検討中である

()助成の予定がない

⑭介護認定者の障がい者控除の認定について

1)認定書の発行枚数(2011年度実績)は (1,142)枚

2)介護認定者に障がい者控除の申請書または認定書を送付していますか。

()申請書を送付している → 2011年度()件

(○)認定書を送付している → 2011年度(1,100)件

()送付していない。

3)認定書の発行の条件

()介護認定者のうち、要支援2以上は基本的に発行している

(○)介護認定者のうち、要介護1以上は基本的に発行している

()医師の証明書(意見書)の提出の上、判断している

()介護認定時の認定調査票または主治医の意見書で判断している

()次のような方法で判断している()

⑮要支援の介護認定者への、障害福祉サービスの上乗せについて

()実施している (○)実施していない

2. 高齢者医療など

①高額医療・高額介護合算療養費の支給について、該当者に個別に通知等していますか。

1)後期高齢者の場合

()自動払いしている ()申請書を送付している

(○)ハガキ通知をしている ()通知していない

2)国民健康保険の場合

()自動払いしている (○)申請書を送付している

(○)ハガキ通知をしている ()通知していない

②後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度について、愛知県が補助基準から外した「ひとり暮らしの非課税者」を引き続き対象にしていますか。

(○)対象にしている ()縮小して対象にしている ()県基準どおりにした

③上記②以外に愛知県の補助基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。

所得制限超過の戦傷病者手帳保持者
障害者自立支援法第58条第1項に該当する精神通院者

④2012年8月1日現在の対象者

後期高齢者医療受給者 (14, 238)人
後期高齢者福祉医療費給付(福祉給付金)制度対象者 (2, 406)人
内〔ひとり暮らし非課税者(288)人
〔その他の県基準を上回る市町村独自対象者(66)人

3. 子育て支援策 ※2012年9月1日現在をご記入ください。

①子どもの医療費助成制度を、愛知県の基準を上回る内容を実施している場合はその内容をご記入ください。(対象年齢、対象者、入院・入院外の区分、現物給付・償還払の区分、所得制限など)

小学6年生までの入院外医療費について、現物支給、所得制限なしで実施

②就学援助

1)保護者への広報はどのようにしていますか。

()入学説明会 (○)入学式 ()始業式 (○)ホームページ (○)市広報
(○)その他(継続申請時期(1月頃)に全児童生徒(中3以外)を通じ保護者にチラシ配布)

2)就学援助の認定対象基準をご記入ください。

生活保護基準額の()倍

そのほか

稲沢市に住所があり、稲沢市立の小学校又は中学校に通学する児童・生徒の保護者の方で、次の(1)から(8)までのいずれかの理由に該当し、かつ、経済的な理由により就学が困難と認められる方

- (1) 生活保護法に基づく保護を受給している方
- (2) 生活保護法に基づく保護が停止又は廃止となった方
- (3) 市民税が非課税又は減免された方
- (4) 個人事業税又は固定資産税が減免された方
- (5) 国民年金の掛金が免除又は国民健康保険税が減免若しくは納期限が延長された方
- (6) 児童扶養手当が支給されている方
- (7) 生活福祉資金による貸付けを受けられている方
- (8) その他経済的理由

3)就学援助の対象となる認定基準額または所得基準額(年額)をご記入ください。

・2人家族(母30歳代、子ども小学生の場合) … ()円

・4人家族(父母は30歳代、子ども小学生と4歳児の場合) … ()円

4)申請書の受付先 (○)市町村窓口 (△)学校 ()市町村窓口と学校のどちらも可

5)民生委員の証明は必要ですか (○)必要である ()必要ない

6)就学援助受給者数・予算額をご記入ください。

	2011年度	2012年度
受給者数	890人	832人
受給割合	7.3%	7.0%
支給額	63,716,493円	68,955,000円

継続申請のみ学校にて受付。新規申請は市町村窓口のみ。

※受給割合は、小数点第1位までご記入ください。
※2012年度の支給額は見込み額をご記入ください。

7)就学援助家庭の給食費の支払い方法 ()現物支給 (○)償還払い ()その他

8)就学援助の項目について

- (○)学用品費 ()体育実技用具費 ()入学準備金 ()通学用品費 ()通学費
- (○)修学旅行費 ()クラブ活動費 ()生徒会費 ()PTA会費 (○)給食費
- (○)校外活動費(宿泊を伴わないもの) (○)校外活動費(宿泊を伴うもの) (○)医療費
- ()日本スポーツ振興センター掛け金 ()めがね・コンタクトレンズ ()卒業記念品
- ()その他()

③学校給食について(2012年度)

1) 給食の実施状況

	全校数	自校方式実施数		センター方式実施数		1食当たりの給食費
		直営	委託	直営	委託	
小学校	23校	14校	0校	9校	0校	自240円225円
中学校	9校	7校	0校	2校	0校	自280円255円

2) 給食費への自治体独自の補助などの施策 (例:半額補助、第2子以降無料など)

なし

④放射線被ばくから子どもを守る施策について

1) 学校給食の食材の安全、健康検査など子どもを被ばくから守る自治体独自の施策

稲沢市独自の施策はありませんが、文部科学省の委託事業を受けて県が行っている学校給食モニタリング事業に参加し放射性物質の有無や量について検査を行います。

2) 食材用放射線測定器を自治体で所有していますか。また購入予定はありますか。

()すでに購入している ()購入の予定 (○)購入の予定はない

3) 自治体独自で食材の放射線量測定の出検限界値(基準値)などの設定をしていますか。

()設定している (○)設定していない

⑤女性、特に妊産婦や高齢者などに配慮した避難所づくりはどうなっていますか。

稲沢市では、市内の小中学校を始め、勤労福祉会館、総合体育館など、避難所を41か所の指定をしています。本年度から、保育士等による避難所開設訓練を3日間、5回に分けて実施いたしまして、問題点や改善点の洗い出しをしているところでございます。また、企業との応援協定も積極的に取り組んでおり、ダンボール加工業者と今年の5月末に協定書を取り交わしまして、簡易ベッドや、間仕切り等の供給も出来るようになりました。いろいろなご意見を参考にさせていただき、必要なことから改善してまいります。避難所では、自助共助も大切と考えます。発災直後の避難所開設の際には、避難される方においても、飲料水、食料、毛布などの日用品のお持込等ご協力をいただくようお願いしています。

4. 国民健康保険

①国保保険料(税)(医療給付費分と後期高齢者支援金分の合計)について

	区分	定義	2010年度	2011年度	2012年度
保険料・税率	所得割	(所得金額－基礎控除)額	× (6.5)%	× (7.0)%	× (7.0)%
	資産割	固定資産税額	× (32.0)%	× (32.0)%	× (32.0)%
	均等割	加入者1人につき	30,500円	30,500円	30,500円
	平等割	1世帯につき	29,500円	29,500円	29,500円
1人当たり調定額(平均保険料)			90,872円	93,107円	98,449円
一般会計からの1人当たり法定外繰入額			9,576円	11,507円	11,516円

※2012年度の「一般会計からの1人当たり法定外繰入額」は、予算額をご記入ください。

②保険料(税)の市町村独自の軽減・減免制度

1) 市町村独自の低所得者減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

別紙4. ②1)のとおり

2) 保険料(税)の収入減を理由にした減免を実施している場合は、その要件をご記入ください。

別紙4. ②2)のとおり

③資格証明書 ※2012年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 資格証明書は交付していますか。 () 交付していない (○) 交付している → (5) 世帯
- 2) 資格証明書を交付している場合、交付に当たっては、面接を実施していますか。
() 必ず面談している (○) 面談がなくても交付する場合がある () その他
- 3) 資格証明書交付世帯のうち、高校生世代以下の子どものいる世帯数・子ども数
世帯数(0) 世帯内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
上記のうち、6カ月以上の短期保険証を交付していない資格証明書未解消世帯数・子ども数
世帯数(0) 世帯内、乳幼児() 人、小学生() 人、中学生() 人、高校生世代() 人
- 4) 資格証明書の交付除外で配慮している点がありますか。
() 国の基準どおり実施している
(○) 独自に配慮し、次の場合は交付対象から除外している
() 高校生世代以下の子どものいる世帯
() 障がい者・母子家庭等医療費助成制度の対象世帯
() 病弱者のいる世帯
() 次の場合は、交付対象から除外している。

福祉医療受給者

④短期保険証 ※2012年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 有効期間別(交付時から有効期限が切れるまで)の交付数
※資格証明書交付世帯の高校生世代以下の短期保険証は除く
・1カ月以内(0) 人 ・2カ月(0) 人 ・3カ月(633) 人 ・4カ月(0) 人
・5カ月(0) 人 ・6カ月(296) 人 ・1年(175) 人 ・その他()
- 2) 短期保険証発行の基準をご記入ください。

前年度以前の国民健康保険税の滞納額が5万円以上で、計画的な分納が認められない世帯

- 3) 短期保険証について、有効期限以外に特別な表示をしていますか。
(○) 通常の保険証と同じ
() 通常の保険証と区分している → 表記している文字・マークなど()

⑤保険料(税)滞納者への差押えについて(2011年度)

- 1) 予告通知書の発行(2,892) 件
- 2) 差押え件数 不動産(79) 件 預貯金(392) 件 生命保険(9) 件(内学資保険(-) 件)
その他(141) 件(所得税還付等)
- 3) 競売などによる現金化 (0) 件 (0) 円

⑥国保加入者だが、保険証・短期保険証・資格証明書が届いていない人数をご記入ください。

※2012年8月1日現在でご記入ください。

- 1) 交付した保険証・短期保険証の留め置き人数 (0) 人
- 2) 保険証・短期保険証・資格証明書のいずれも交付していない未交付人数 (0) 人
- 3) その他

⑦国民健康保険法第44条の一部負担減免制度について

- 1) 一部負担減免制度を実施していますか。
(○) 実施している () 検討中である () 実施の予定がない
- 2) ある場合、生活保護基準を目安にした減免基準を設けていますか。
(○) 設けている () 検討中である () 設けていない
- 3) 2011年度の減免件数 (183) 件 減免金額 (1,984,647) 円

⑧国保運営協議会について

- 1) 運営協議会の公開 (○) 公開していない () 公開している
- 2) 運営協議会委員の公募枠 (○) ない () ある → () 人

5. 障がい者施策

①訪問系各サービスの支給状況について(8月時点)

最多支給時間は8月の1カ月。平均時間は1カ月あたりでご記入ください。

	支給者数(人)	最多支給時間数(時間)	平均支給時間数(時間)
居宅介護	116	114.5	19.7
重度訪問介護	0	0	0
行動援護	7	13.5	6.9
同行援護	14	32	13.8

②地域生活支援事業の移動支援

支給者数(87)人 最多支給時間数(92.8)時間 平均支給時間数(12.85)時間

③訪問系サービスの支給基準 ()あり (○)なし

6. 健診事業 ※2012年度の実施状況をご記入ください。

①実施方式・各方式での自己負担金と毎年受診の可否

健診(検診)の種類		実施方式	個別方式		集団方式		
			自己負担	毎年受診	自己負担	毎年受診	
特定健診		個別・集団	なし	可・不可		可・不可	
がん検診	胃がん	個別・集団	1,000円	可・不可	500円	可・不可	
	大腸がん	個別・集団	500円	可・不可		可・不可	
	肺がん	個別・集団	喀痰500円	可・不可		可・不可	
	子宮がん	個別・集団	1,000円	可・不可		可・不可	
	乳がん	超音波	個別・集団		可・不可		可・不可
		マンモグラフィー	個別・集団		可・不可	1,000円	可・不可
前立腺がん		個別・集団	500円	可・不可		可・負荷	
歯周疾患		個別・集団	なし	可・不可	なし	可・不可	

②40歳未満の住民を対象にした一般健康診査について

(○)実施している → 健診内容 ()特定健診と同じ (○)特定健診とは異なる
()実施していない

③歯周疾患検診の対象年齢・回数

()節目年齢に限定せず毎年受けられる (○)40・50・60・70歳の年に受けられる
()その他()

7. 任意予防接種の助成 ※助成を実施または予定している自治体のみご記入ください

ワクチンの種類	対象	助成額 (1回)	自己負担 (1回)	助成開始または 開始予定年月
Hib	2か月～4歳	6,050円	2,800円	平成23年4月1日
小児用肺炎球菌	2か月～4歳	7,600円	3,600円	平成23年4月1日
成人用肺炎球菌	70歳以上	3,700円	3,800円	平成23年4月1日
HPV	中学1年～高校1年の学年にあたるかた	10,750円	5,000円	平成23年4月1日
みずぼうそう		円	円	
おたふくかぜ		円	円	
ロタウイルス		円	円	
B型肝炎ウイルス		円	円	

8. 生活保護

①生活保護の申請件数とその保護件数について

2010年度相談件数 (350)件、申請件数 (152)件、そのうち保護開始件数 (129)件

2011年度相談件数 (341)件、申請件数 (137)件、そのうち保護開始件数 (118)件

②生活保護担当職員について

2010年4月1日現在 正規職員 (7)人 → 生保担当の平均在任年数 (0)年(11)カ月
非正規職員(1)人

2011年4月1日現在 正規職員 (8)人 → 生保担当の平均在任年数 (1)年(2)カ月

非正規職員(2)人

2012年4月1日現在 正規職員 (8)人 → 生保担当の平均在任年数 (1)年(11)カ月

非正規職員(2)人

③1職員当たりの担当受給者数

2010年4月1日現在(74.4)人 2011年4月1日現在(69.8)人 2012年4月1日現在(74.6)人

④生活保護窓口等への警察官OBの配置について

警察官OBの配置ありますか ()ある (○)ない

「ある」場合 配置している人数()人 ※今年度の人数をご記入ください

配置を開始した年月()年()月

その職員が担当している業務()

「ない」場合 今後の計画は(○)ない ()ある ()検討中

計画が「ある」場合の配置予定時期と人数()年()月()人

【3】国または愛知県に対して既に意見書・要望書を提出している項目と提出年月日を教えてください。

※2011年9月以降の提出分をご記入ください。

	意見書・要望書の種類	提出年月日
国	①「最低保障年金制度」の創設を求める意見書・要望書	年 月 日
	②介護保険の改善を求める意見書・要望書	年 月 日
	③国民健康保険への国庫負担の増額などを求める意見書・要望書	年 月 日
	④子どもの医療費無料制度の創設などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑤障がい者施策に適切な補助などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑥医師・看護師の確保などを求める意見書・要望書	年 月 日
	⑦消費税率引き上げ・増税反対に関する意見書・要望書	年 月 日
	⑧社会保障と税の一体改革関連法の中止を求める意見書・要望書	年 月 日
県	①福祉医療制度存続・拡充に関する意見書・要望書	年 月 日
	②福祉給付金のひとり暮らし非課税者に関する意見書・要望書	年 月 日
	③精神障がい者の医療費助成制度を求める意見書・要望書	年 月 日

【4】次の資料(各1部)の添付をお願いします。

①介護保険に関する条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

②アンケート【2】1の⑬の「たまり場助成」の条例・要綱(昨年と同じ場合は結構です)

③アンケート【2】1の⑭の「障がい者控除の申請」に関する広報の写し・案内文書

④就学援助に関する父母向けの案内文書(昨年と同じ場合は結構です)

⑤国保保険料(税)減免事由別の適用件数・金額一覧(2011年度)

⑥国保一部負担金の減免に関する条例・要綱 (昨年と同じ場合は結構です)

⑦アンケート【3】に関する国または県に提出した意見書・要望書の写し(2011年9月以降の提出分)

☆ご協力ありがとうございました

◇低所得世帯軽減制度（2012年8月末現在）

前年中の世帯の軽減判定所得	軽減される額
330,000円以下のとき	均等割額と平等割額の7割
330,000円 + (245,000円 × 世帯主以外の被保険者数) 以下のとき	均等割額と平等割額の5割
330,000円 + (350,000円 × 世帯に属する被保険者数) 以下のとき	均等割額と平等割額の2割

※所得の有無にかかわらず、世帯主と全ての被保険者の所得の申告（被扶養）が必要

別紙 アンケート【4】⑤

H23年度低所得者軽減世帯 H24.5末調定

	軽減額	世帯数
全体医療	272,247,000円	8,145件
全体支援	58,322,250円	8,145件
計(実数)	330,569,250円	8,145件

H23年度減免件数 H24.5末調定

		減免額	件数
全体医療	個人	6,424,192円	584件
	世帯	2,551,000円	140件
全体支援	個人	2,223,583円	584件
	世帯	596,900円	137件
計(実数)		11,795,675円	724件

◇国保税の減免制度（2012年8月末現在）

減免の要件	減免される額	
①災害により、生計の中心となっていた被保険者が死亡又は障害者（3級以上等）となり、世帯の生活が著しく困窮に陥ったとき	申請が受理された日以降に到来する納期限に係る納付額	
②前年中の所得金額等が500万円以下の世帯で、災害により被保険者の居住する住宅又は家財に多大な損害を受けたとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の50%又は30%に相当する額	
③前年中の所得金額等が500万円以下の世帯で、災害又は天候不順により被保険者の農作物・原材料等に多大な損害を受け、世帯の生活が著しく困窮に陥ったとき	災害発生日以降に到来する納期限に係る納付額の30%に相当する額	
④生活保護法による生活扶助を受けるとき	生保開始日以降に到来する納期限に係る納付額	
⑤前年中の所得金額等が300万円以下の世帯で、生計の中心となっていた被保険者が6か月以上入院し、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	所得割額の60%以内の額	
⑥前年中の所得金額等が300万円以下の世帯で、失業、休業及び廃業により、本年中の所得金額等が半分以下に減少すると認められ、世帯の生活が著しく困難と認められるとき	前年中の所得金額等が200万円以下の世帯	所得割額の50%以内の額
	前年中の所得金額等が300万円以下の世帯	所得割額の30%以内の額
⑦地方税法に規定する市県民税が非課税のかたで、障害者又は寡婦（夫）のかた	所得割額の50%以内の額	
⑧刑務所等に入っていて保険給付が受けられなかったかた	その期間に係る月割額	